明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔政　令〕
○国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令（三五）　二
○国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（三六）
○日本中央競馬会の令和六事業年度における日本中央競馬会法第二十九条の二第三項の割合を定める政令（三七）　三
○令和二年五月十五日から七月三十一日までの間の豪雨による災害についての激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令の一部を改正する政令（三八）
○電解二酸化マンガンに対して課する不当廉売関税に関する政令の一部を改正する政令（三九）
○雇用保険法施行令の一部を改正する政令（四〇）
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令（四一）　四

〔府令・省令〕
○国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構の業務運営等に関する命令の一部を改正する命令（**内閣府・総務・文部科学・経済産業一**）
〔デジタル庁令〕
○公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律施行規則の一部を改正する庁令（**デジタル庁三**）　六
〔省　令〕
○国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構の財務及び会計に関する省令の一部を改正する省令（**総務・文部科学一**）
○戸籍法施行規則の一部を改正する省令（**法務五**）　七
○更生保護委託費支弁基準の一部を改正する省令（**同六**）
○国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構の会計の原則及び短期借入金の認可の申請手続等に関する省令の一部を改正する省令（**文部科学三**）　九
○児童福祉法施行規則及び難病の患者に対する医療等に関する法律施行規則の一部を改正する省令（**厚生労働二八**）
○雇用保険法施行規則の一部を改正する省令（**同二九**）　一三
○電解二酸化マンガンに対して課する不当廉売関税に関する政令第一条第一項第一号に規定する電気分解の工程を経て製造した二酸化マンガンでない旨の証明書の発給に関する省令の一部を改正する省令（**経済産業八**）　一四
○自衛隊法施行規則の一部を改正する省令（**防衛二**）　一五

〔告　示〕
○中華人民共和国（香港地域及びマカオ地域を除く。）を原産地とする電解二酸化マンガンについて関税定率法第八条第二十五項の規定により不当廉売関税を課する期間を延長することが決定した件（**財務五五**）　一六
○登録講習機関の登録の届出並びに変更の届出があった件（**国土交通一三〇**）
〔官庁報告〕
国家試験　一七
令和五年度技術士第一次試験合格者（文部科学省）
〔公　告〕
諸事項
裁判所　一七
破産、免責、再生関係
特殊法人等　一八
税理士証票無効・登録抹消、弁理士登録・特定侵害訴訟代理業務の付記、企業年金基金変更関係
地方公共団体　二六
教育職員免許状失効・取上げ処分、行旅死亡人関係
会社その他　二七
会社決算公告　二七

本号で公布された法令のあらまし

◇国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令（政令第三五号）（文部科学省）

国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構法の一部を改正する法律（令和五年法律第八二号）の施行期日は、令和六年二月二六日とすることとした。

◇国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（政令第三六号）（文部科学省）

1　国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構法施行令（平成一五年政令第三六八号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和三〇年政令第二五五号）及び科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律施行令（平成二〇年政令第三一四号）について所要の規定の整備を行うこととした。（第一条～第三条関係）

2　この政令は、国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構法の一部を改正する法律（令和五年法律第八二号）の施行の日（令和六年二月二六日）から施行することとした。

◇日本中央競馬会の令和六事業年度における日本中央競馬会法第二十九条の二第三項の割合を定める政令（政令第三七号）（農林水産省）

1　日本中央競馬会が、令和六事業年度において、令和五事業年度の剰余のうち特別振興資金に充てることができる割合を一〇〇分の一〇〇とすることとした。

2　この政令は、公布の日から施行することとした。

◇令和二年五月十五日から七月三十一日までの間の豪雨による災害についての激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令の一部を改正する政令（政令第三八号）（内閣府本府）

1　令和二年五月一五日から七月三一日までの間の豪雨による激甚災害について、中小企業信用保険法による災害関係保証の特例の適用期間を令和七年二月二八日まで延長することとした。

2　この政令は、公布の日から施行することとした。